「茨木市受動喫煙防止対策協力施設」登録要領

(目的)

第1条 この要領は、「健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)」及び「大阪府受動喫煙防止条例」を受け、茨木市内の第二種施設における受動喫煙を防止する環境づくり推進のため、敷地内全面禁煙を実施している施設を「茨木市受動喫煙防止対策協力施設」として登録すること、及び登録施設と協力した受動喫煙に関する普及啓発活動について必要な事項を定めるものとする。

(対象施設及び登録要件)

- 第2条 登録要件は、以下の要件を全て満たすものとする。
 - (1) 市内に所在する第二種施設であること。
 - (2)終日敷地内全面禁煙であること。
 - (3) 登録施設であることが容易に判断できるよう、市の禁煙ステッカーを登録施設入口等に掲示すること。
 - (4) 市が実施する受動喫煙防止等の啓発活動に積極的に協力すること。
 - (5) 反社会的勢力ではないこと。

(登録申請)

第3条 「茨木市受動喫煙防止対策協力施設」として登録を希望する第二種施設は、登録申請書(様式第1号)に必要事項を記載のうえ、市長に提出するものとする。

(登録決定)

第4条 市は、前条の規定による登録申請を受けたときは、申請内容を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行い、第2条に定める要件を満たしている場合は、「茨木市受動喫煙防止対策協力施設」して登録するものとする。また、登録することを決定した施設に、禁煙ステッカーを交付するとともに、申請書で同意を得た場合は登録施設情報について市のホームページ等に掲載するものとする。

(登録の変更)

第5条 申請の内容に変更が生じた場合は、登録内容変更届(様式第2号)を 市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第6条 以下の事項に該当する場合は、登録を取消すものとする。

- (1) 第2条に掲げる登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録取消し申請書(様式第3号)を提出したとき。
- (3)健康増進法の一部を改正する法律及び大阪府受動喫煙防止条例の違反により指導や罰則等を受け、「茨木市受動喫煙防止対策協力施設」として相応しくないと市が判断した場合。
- 2 市は登録取消しとなった施設について、市ホームページ等から情報を削除 するものとし、登録取消しとなった施設は禁煙ステッカーを撤去するものと する。

(周知啓発活動)

第7条 本事業への登録を受けた第二種施設に関して、市は禁煙ステッカーを 交付するとともに、申請内容に基づいた店舗情報について、市のホームページ 等に掲載し、市民等に広く周知するものとする。

また、登録を受けた第二種施設は、市が受動喫煙等に関するポスターやリーフレット等の啓発物品を、施設内で掲示及び配架を依頼した場合、啓発活動に積極的に協力するものとする。

附則 この要領は、令和3年1月20日から施行する。